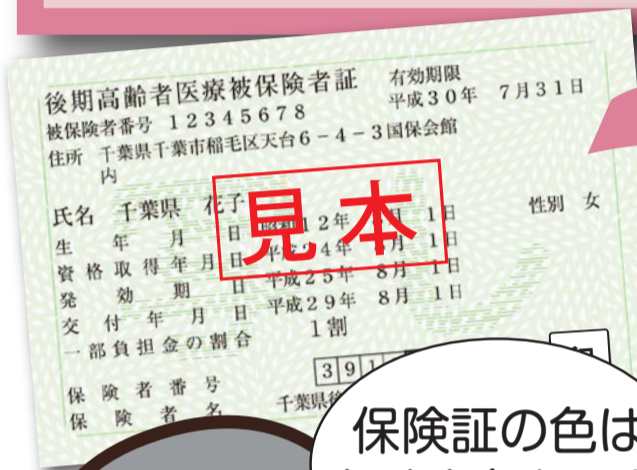
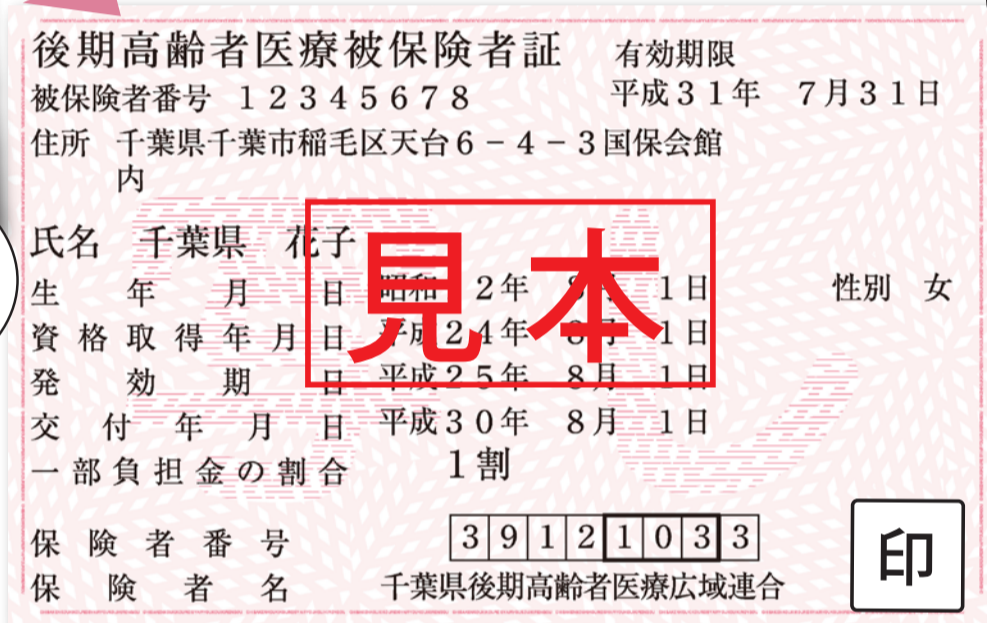


平成30年8月1日から 後期高齢者医療制度 保険証が新しくなります



保険証の色は
あずき色なのね



自己負担割合の
確認が必要だね!



医療機関の窓口で
支払う医療費について

現役並み所得者と判定されたかたは **3割**
一般(現役並み所得者以外)のかたは **1割** をご負担いただきます。

被保険者の所得等により、窓口での支払いをあらかじめ自己負担限度額までに抑えることができる「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」の交付が受けられます。

(認定証の交付がない場合でも、1か月(同じ月)の医療費の支払い額が自己負担限度額を超えたときは、申請により、高額療養費としてあとから支給を受けることができます。)

新しい保険証は7月中に市(区)町村から送付します

古い保険証は、市(区)町村後期高齢者医療担当窓口にお返しく下さい。

お問い合わせ **千葉県後期高齢者医療広域連合**

または、お住まいの市(区)町村後期高齢者医療担当課へ

発行:千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043-216-5011 ホームページ <https://www.kouiki-chiba.jp/>

還付金詐欺にご注意ください!

医療費や保険料の還付を理由に、広域連合、市(区)町村、金融機関などの職員が、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。